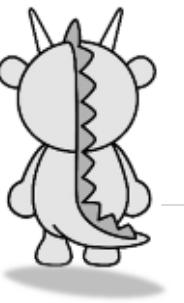
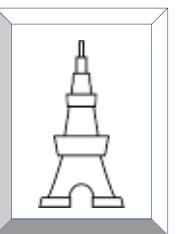


桜区 とっておきの1枚
写真コンテスト 募集要項



さいたま市民憲章が制定されました。

市誕生 20 周年を機に、市民の皆さんの郷土への思いや市民としての誇りなどが込められた「さいたま市民憲章」が制定されました。

憲章全文は、市ホームページでご覧になれます。



2022 桜区

桜区 とっておきの1枚 写真コンテスト

募集要項

1 目的

豊かな自然、古くから伝わる伝統行事や歴史的財産、田島ヶ原サクラソウ自生地など、桜区の地域資源を撮影した写真を募集し、入賞作品等を展示するなどして、桜区の魅力を広く発信することを目的とします。

2 主催 さいたま市桜区役所

3 応募条件

- (1) テーマ 桜区内を撮影した、桜区の魅力を発信できる写真
- (2) 応募資格 どなたでも

4 応募方法 次の(1)~(3)を応募先までご提出ください。

- (1) 写真(2L版・1人1点)
- (2) 応募用紙
- (3) 応募票(写真の裏面に貼付。十分乾燥させてください。)

5 応募の注意

- (1) フィルム写真、デジタル写真とも応募可能です。
- (2) 未発表のものに限ります。
- (3) 写真是プリントしたものをお送りください(データのみの応募は受け付けません。2L版・1人1点)。
- (4) デジタル写真的トリミングは自由ですが、加工写真是審査対象にしません。
- (5) ネガやポジフィルム、あるいは画像を記録したディスク等が借用可能なものに限ります。
- (6) 写真的撮影、発表などに伴い、第三者の肖像権等の権利を侵害することのないよう十分配慮してください。当該権利を侵害するような行為等のトラブルの責任は一切負いかねます。
- (7) 作品に人物が写っている場合は、必ず被写体本人の承諾を得てください。被写体が未成年の場合は、親権者の承諾を得てください。
- (8) 個人の所有物(建物含む)が写っている場合は、トラブルの防止のため、所有者等の承諾を得てください。
- (9) 応募作品は返却しません。

- (10) 著作権はさいたま市に帰属します。
- (11) 応募作品は、桜区役所が主催する広報活動に活用します。なお、この場合は連絡しませんので予めご了承ください。

6 個人情報の取り扱いについて

- (1) 応募票に記載いただく個人情報は、入賞通知など本コンクールを運営するために必要な範囲で使用させていただきます。
- (2) 入賞発表、作品展示、印刷物等に氏名、住所の市区町村名、撮影場所、撮影時期を公表する場合があります。

7 締切 令和4年11月18日(金)(当日消印有効)

8 審査・表彰

- (1) 審査 審査委員会による審査を行います。
- (2) 結果 応募者全員に12月中旬までに結果を通知します。
- (3) 表彰 表彰式を開催し、入賞者に表彰状等を授与します。
(入賞 5点程度)

9 入賞作品等の展示

入賞作品等は、桜区役所等において展示します。
詳細は、区ホームページ等でお知らせします。

10 応募・問合せ先

〒338-8586 さいたま市桜区道場4-3-1
桜区役所 コミュニティ課
「写真コンテスト」担当 あて
TEL 048-856-6130 FAX 048-856-6273

桜区 とっておきの1枚 写真コンテスト 応募用紙

記入日 年 月 日

(ふりがな)	()
氏名		
連絡先	〒	-
	住所	
	電話番号	- - -
メールアドレス(任意)		
(ふりがな)	()
作品名		
撮影場所・時期	西暦 年 月 頃 撮影	

注意事項 確認後、☑チェックしてください

- ・写真的撮影、発表などに伴い、第三者の肖像権等の権利を侵害することのないよう十分配慮してください。他人の著作権、肖像権を侵害するような行為等のトラブルの責任は一切負いかねます。
- ・作品に人物が写っている場合は、必ず被写体本人の承諾を得てください。被写体が未成年の場合は、親権者の承諾を得てください。
- ・個人の所有物(建物含む)が写っている場合は、トラブルの防止のため、所有者等の承諾を得てください。
- ・募集要項をよく読み、内容について承知したうえでご応募ください。

✓チェック

以上のことについて、確認しました。

※チェックのない応募は無効としますので、ご了承ください。

桜区コミュニティ課使用欄	
受付日	No.

下の応募票を切り取り、応募作品の裏面に貼ってください。

応募票

桜区 とっておきの1枚 写真コンテスト 応募票	
(ふりがな)	
作品名	
(ふりがな)	
氏名	
撮影場所	